

茨城県立並木中等教育学校の部活動に係る活動方針

令和元年(2019)年

1 基本理念

- 部活動は、生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育成し、体力の向上や健康の増進を図るだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として大きな意義を有するものであることから、教育目標及び経営方針に基づき、今後も計画的に実施する。
- 部活動は、全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図る。

2 休養日の設定

- 水曜日及び土日のいずれかを休養日とする。

3 活動時間

- 平日の練習時間は午後6時00分まで、ただし1・2年次生については、冬季(11月から2月)は、午後5時30分までとする。
- 休業日の活動時間は前期課程3時間未満。後期課程4時間程度とする。

4 朝の活動

- 原則として、朝の活動は行わない。

5 学校単位で参加する大会の見直し

- 生徒や顧問の負担が過度にならないよう、参加する大会・試合等を精査する。

6 長期休業中における休養期間の設定について

- 長期休業中においては、連続する5日間程度を休養期間とする。

7 熱中症の事故防止への取組について

- 当該地域において気象庁の高温注意情報が発せられた場合、屋外の活動を原則として行わない。その他の場合も、気象条件を鑑みて熱中症の発生が懸念される場合には活動を行わないこともある。